

公 告

下記の業務委託について、次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、島田市財務規則（平成 17 年島田市規則第 35 号）第 176 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 15 日

島田市長 染谷 絹代

1. 入札に付する事項

- (1) 件名 AI 劣化診断システム導入及び漏水調査業務委託
- (2) 履行場所 神座配水区、相賀配水区、天神原配水区、旗指配水区、南水源配水区、大津配水区、阪本配水区、岡田配水区、空港配水区（配水区域図参照）
- (3) 業務概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 仕様書のとおり

2. 参加形態

単体企業

3. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて確認を受けた者であること。

- (1) 島田市の入札参加資格者名簿（物品等）の業種区分「電算業務」または「調査、検査」または類似業務で登載されている者
- (2) 静岡県内に本店、支店又は営業所を有している者
- (3) 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 島田市暴力団排除条例（平成 24 年島田市条例第 31 号）に基づく入札参加排除措置を受けていない者
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者
- (6) 島田市入札参加制限等措置要綱（平成 19 年島田市告示第 159 号）に基づく入札参加制限を受けている期間中でない者
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に基づく協業組合にあっては、その組合員が同一入札に参加していないこと。
- (8) 令和 2 年度以降、国又は地方公共団体等を相手方として、AI を活用した水道管路リスク可視化事業または類似の AI 劣化診断および漏水調査の複合業務の契約を締結し、履行を誠実に完了した実績を有している者であること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

4. 仕様書等の入手方法

- (1) 入手期間 公告の日から令和 8 年 4 月 30 日（木）まで
- (2) 入手方法 島田市ホームページからダウンロードにより入手すること。

5. 入札参加資格確認申請

本入札に参加を希望する者は、次に掲げるところにより申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 公告日翌日の午前 9 時から令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 4 時まで
- (2) 申請方法 (4) 及び(5)に規定する書類を電子メールにより提出すること。
なお、提出後に必ず電話により受信の確認をすること。電話連絡の受付時間は、平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間とする。

- (3) 送信先 島田市都市基盤部水道課 工務係
電子メールアドレス suidou@city.shimada.lg.jp

(4) 提出書類

次の書類を各 1 部提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（AI 劣化診断システム導入及び漏水調査業務委託に係る制限付き一般競争入札実施要領（以下「要領」という。）様式第 2 号）

イ 同種業務の実績（要領様式第 3 号）

※ 3 (8)に規定する業務実績の証明となる書類（業務名、業務場所、業務内容、委託期間、委託者・受託者の押印が確認できる契約書等）の写しを添付すること
なお、必要な様式については、島田市ホームページに掲載する。

(5) 提出書類の扱い

- ア 作成費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出者に無断で他の用途に使用しない。
- ウ 返却しない。
- エ 公表しない。
- オ 申請期間後における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

7. 入札参加資格の確認結果

- (1) 入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 4 月 24 日（金）までに入札参加資格確認通知書（要領様式第 5 号）により電子メールにて通知する。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、次に掲げるところにより、その理由について、書面（様式自由）により説明を求めることができる。
 - ア 受付期限 通知を受けた日から令和 8 年 4 月 27 日（月）まで
 - イ 受付方法 電子メールにて受け付ける。なお、提出後に必ず電話により受信の

確認をすること。電話連絡の受付時間は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。

ウ 送信先 島田市都市基盤部水道課 工務係

電子メールアドレス suidou@city.shimada.lg.jp

エ 回答方法 令和8年4月30日（木）までに電子メールにて行う。

8. 仕様書等に関する質問等

- (1) 受付期間 公告日翌日の午前9時から令和8年4月22日（水）午後4時まで
- (2) 受付方法 電子メールにて受け付ける。なお、提出後に必ず電話により受信の確認をすること。電話連絡の受付時間は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (3) 送信先 島田市都市基盤部水道課 工務係
電子メールアドレス suidou@city.shimada.lg.jp
- (4) 回答方法 受付した質問に対する回答は、令和8年4月27日（月）までに島田市ホームページに掲載する。

9. 入札の手続等

- (1) 入札方法 紙入札により行う。なお、入札執行回数は3回を限度とする。
- (2) 入札日時 令和8年5月7日（木） 午前9時30分
- (3) 入札場所 島田市 水道課(稲荷浄水場) 会議室
- (4) 持参書類 入札書、入札参加資格確認通知書、委任状（代理人が入札する場合）
- (5) 入札保証金 免除
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 前払金 なし
- (8) 部分払 なし
- (9) 最低制限価格 なし
- (10) 入札書の金額記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった業務期間の委託料（総額）としての契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。内訳書については、落札者となった場合に提出を行うものとする。

(11) 入札の無効

無効となる入札は、AI劣化診断システム導入及び漏水調査業務委託競争契約入札心得に定めるところによる。なお、入札参加資格があることを確認された者であっても、その後に島田市入札参加制限等措置要綱（平成19年島田市告示第159号）に基づく入札参加制限措置を受けている者等、入札参加資格がない者が行った入札は無効とする。

(12) 入札執行担当 島田市都市基盤部水道課 工務係